

NEWS

～ 平成 17 年 4 月

岡経営労務事務所 / 経営労務協会 (労働保険事務組合)

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

今号のお知らせ 「法改正」のお知らせ

4 月から新年度 (平成 17 年度) となりましたが、年度変わりに何点か法改正が施行されます。ご案内の改正 3 点は給与計算上とても重要な事項ですので、何卒ご確認くださいませようお願いいたします。

雇用保険料率が変更になります (平成 17 年 4 月分給与から)

介護保険料率が変更になります (平成 17 年 4 月中支払給与から)

育児・介護休業法が一部改正されます

「雇用保険料率」の変更

本人負担の「雇用保険料率」変更

「建設業などの特掲事業」以外	<u>8/1000</u>
「建設業などの特掲事業」	<u>9/1000</u>

賃金総額 × 料率 = 本人負担雇用保険料

(給与から控除する場合 1 円未満の端数は、50 銭以下切捨て、50 銭超切上げ)

従来の「料額表」は廃止となりました

平成 17 年 4 月より雇用保険料率に変更になります。平成 17 年 4 月分給与から上記計算式により雇用保険料を控除してください。また、従来の「一般保険料額表」は廃止されました。

なお、事業所負担の料率は「特掲事業以外」11.5/1000、「建設業」13.5/1000、「建設業以外の特掲事業」12.5/1000 です。本人負担、事業所負担とも従来よりも 1/1000 上がります。

「介護保険料率」の変更

(政府管掌の場合)

本人負担の「介護保険料率」変更

6.25/1000

平成 17 年 3 月 1 日から介護保険料率に変更になりました。「給与」からの介護保険料は、平成 17 年 4 月中に支払のある分から変更となります(社会保険料は翌月控除)。

政府管掌の場合、本人負担 6.25/1000(旧料率 5.55/1000)、事業所負担 6.25/1000(旧料率 5.55/1000)、計 12.5/1000(旧料率 11.1/1000)となります。なお、政府管掌健康保険以外の健康保険組合では上記料率とは異なります。(介護保険料が対象となるのは原則 40 歳以上 65 歳未満の被保険者本人です)

「育児・介護休業法」が一部改正されました

「子が 1 歳に達するまで」の従来の育児休業に加え、一定条件のもと、「子が 1 歳 6 ヶ月に達するまで」育児休業ができるようになります。

小学校就学前の子を看護するために、「1 年間に 5 日まで」子の看護休暇が取得できるようになります。

平成 17 年 4 月 1 日から「育児・介護休業法」が一部改正されます。

子が 1 歳に達するまでの従来の育児休業に加え、保育所に入所希望しているが入所できない等一定条件のもと、子が 1 年 6 ヶ月に達するまでの間育児休業を取得できるようになります。これに伴いこれまで子が 1 歳に達するまでの期間、健康保険、厚生年金の保険料が免除されていましたが、一定条件のもと免除期間が 3 歳まで延長されます。また、子が 1 歳に達するまで支給される雇用保険の育児休業給付が、同様に一定条件のもと 1 歳 6 ヶ月まで延長されます。

子の看護休暇は新たに設けられた制度です。小学校就学前の子を養育する方は、1 年に 5 日まで、病気・けがをした子の看護のため休暇を請求することができます。

介護休業についても一部改正があります。介護が必要となる家族を介護する場合に、これまで対象家族 1 人につき「1 回、3 ヶ月まで」だった介護休業が、対象家族 1 人につき「要介護状態に至るごとに 1 回、通算して 93 日まで」と変更になりました。

なお、育児休業、子の看護休暇、介護休業ともに「有給」「無給」であるかは問いませんが、就業規則へ記載するなどあらかじめとり決めが必要です。就業規則への記載等をご相談ください。